

○熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成12年条例第28号）新旧対照表

第2条による改正後 【令和4年4月1日施行】			第1条による改正後 【令和3年6月1日施行】			現行		
第1条 略 （徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、別表に定めるところによる。 第3条～第6条 【略】 別表（第2条関係）			第1条 略 （徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、 <u>別表</u> に定めるところによる。 第3条～第6条 【略】 附 則 <u>別表</u> （第2条関係）			第1条 略 （徴収すべき事項及び金額） 第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定めるところによる。 第3条～第6条 【略】 附 則 <u>別表第1</u> （第2条関係）		
区分	手数料を徴収する事項	手数料の額	区分	手数料を徴収する事項	手数料の額	区分	手数料を徴収する事項	手数料の額
【中略】			【中略】			【中略】		
食品衛生法(昭和22年法律第233号)関係	飲食店営業許可申請	新規1件につき <u>17,000円</u> (1週間を限度とするものにあつては、 <u>2,200円</u> )	食品衛生法(昭和22年法律第233号)関係	飲食店営業許可申請	新規1件につき <u>16,000円</u> (1週間を限度とするものにあつては、 <u>1,700円</u> )	食品衛生法(昭和22年法律第233号)関係	飲食店営業許可申請	新規1件につき <u>16,000円</u> (1週間を限度とするものにあつては、 <u>1,700円</u> )
		継続1件につき <u>16,000円</u>			継続1件につき <u>15,000円</u>			継続1件につき <u>15,000円</u>
	調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請	1件につき <u>10,200円</u>		調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請	1件につき <u>9,600円</u>		喫茶店営業許可申請	1件につき <u>9,600円</u> (1週間を限度とするものにあつては、 <u>1,700円</u> )
	食肉販売業許可申請	1件につき <u>10,200円</u>		食肉販売業許可申請	1件につき <u>9,600円</u>		菓子製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u> (1週間を限度とするものにあつては、 <u>1,700円</u> )
	魚介類販売業許可申請	1件につき <u>10,200円</u>		魚介類販売業許可申請	1件につき <u>9,600円</u>		あん類製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
	魚介類競り売り営業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>		魚介類競り売り営業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>		アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>

集乳業許可申請	1件につき	<a href="#">10,200円</a>
乳処理業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
食肉処理業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
食品の放射線照射業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
菓子製造業許可申請	1件につき	<a href="#">15,000円</a>
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき	<a href="#">15,000円</a>
乳製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
食肉製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
水産製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">17,000円</a>
冰雪製造業許可申請	1件につき	<a href="#">23,000円</a>
液卵製造業許可申請	1件につき	<a href="#">15,000円</a>
食用油脂製造業	1件につき	<a href="#">23,000円</a>

集乳業許可申請	1件につき	<a href="#">9,600円</a>
乳処理業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
食肉処理業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
食品の放射線照射業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
菓子製造業許可申請	1件につき	<a href="#">14,000円</a>
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき	<a href="#">14,000円</a>
乳製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
食肉製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
水産製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">16,000円</a>
冰雪製造業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
液卵製造業許可申請	1件につき	<a href="#">14,000円</a>
食用油脂製造業	1件につき	<a href="#">21,000円</a>

乳処理業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
乳製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
集乳業許可申請	1件につき	<a href="#">9,600円</a>
乳類販売業許可申請	1件につき	<a href="#">9,600円</a> (1週間を限度とするものにあつては、1,700円)
食肉処理業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
食肉販売業許可申請	1件につき	<a href="#">9,600円</a> (1週間を限度とするものにあつては、1,700円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
魚介類販売業許可申請	1件につき	<a href="#">9,600円</a> (1週間を限度とするものにあつては、1,700円)
魚介類せり売り営業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
魚肉ねり製品製造業許可申請	1件につき	<a href="#">16,000円</a>
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
食品の放射線照射業許可申請	1件につき	<a href="#">21,000円</a>
清涼飲料水製造業	1件につき	<a href="#">21,000円</a>

許可申請	
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき <u>17,000円</u>
酒類製造業許可申請	1件につき <u>17,000円</u>
豆腐製造業許可申請	1件につき <u>15,000円</u>
納豆製造業許可申請	1件につき <u>15,000円</u>
麺類製造業許可申請	1件につき <u>15,000円</u>
そうざい製造業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>
複合型そうざい製造業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>
冷凍食品製造業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>
複合型冷凍食品製造業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>
漬物製造業許可申請	1件につき <u>15,000円</u>
密封包装食品製造業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>
食品の小分け業許可申請	1件につき <u>10,200円</u>
添加物製造業許可申請	1件につき <u>23,000円</u>

許可申請	
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき <u>16,000円</u>
酒類製造業許可申請	1件につき <u>16,000円</u>
豆腐製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
納豆製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
麺類製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
そうざい製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
複合型そうざい製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
冷凍食品製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
複合型冷凍食品製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
漬物製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
密封包装食品製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
食品の小分け業許可申請	1件につき <u>9,600円</u>
添加物製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>

許可申請	
乳酸菌飲料製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
冰雪製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
冰雪販売業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
食用油脂製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
マーガリン又はショートニング製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>
みそ製造業許可申請	1件につき <u>16,000円</u>
醤油製造業許可申請	1件につき <u>16,000円</u>
ソース類製造業許可申請	1件につき <u>16,000円</u>
酒類製造業許可申請	1件につき <u>16,000円</u>
豆腐製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
納豆製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
めん類製造業許可申請	1件につき <u>14,000円</u>
そうざい製造業許可申請	1件につき <u>21,000円</u>

【後略】	【後略】	<table border="1"> <tr> <td>缶詰又は瓶詰食品</td> <td>1件につき</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>製造業許可申請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>添加物製造業許可</td> <td>1件につき</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	缶詰又は瓶詰食品	1件につき	21,000円	製造業許可申請			添加物製造業許可	1件につき	21,000円	申請								
缶詰又は瓶詰食品	1件につき	21,000円																		
製造業許可申請																				
添加物製造業許可	1件につき	21,000円																		
申請																				
	【削る】	【後略】																		
		<p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県</td> <td>食品製造業許可申請</td> <td>1件につき 4,200円</td> </tr> <tr> <td>特定食品衛生</td> <td>食品販売業許可申請</td> <td>1件につき 1,700円</td> </tr> <tr> <td>条例（昭和50年熊本県</td> <td>食品行商許可申請</td> <td>1件につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td>条例第25号）関係</td> <td>取扱食品追加等検査申請</td> <td>1件につき 800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品行商許可証再交付</td> <td>1件につき 900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料を徴収する事項	手数料の額	熊本県	食品製造業許可申請	1件につき 4,200円	特定食品衛生	食品販売業許可申請	1件につき 1,700円	条例（昭和50年熊本県	食品行商許可申請	1件につき 1,100円	条例第25号）関係	取扱食品追加等検査申請	1件につき 800円		食品行商許可証再交付	1件につき 900円
区分	手数料を徴収する事項	手数料の額																		
熊本県	食品製造業許可申請	1件につき 4,200円																		
特定食品衛生	食品販売業許可申請	1件につき 1,700円																		
条例（昭和50年熊本県	食品行商許可申請	1件につき 1,100円																		
条例第25号）関係	取扱食品追加等検査申請	1件につき 800円																		
	食品行商許可証再交付	1件につき 900円																		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条による改正後の別表の規定は、令和3年6月1日以後に行われる申請に係る手数料について適用する。
- 熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号）第8条第2項の規定による食品の種類追加又は造作若しくは設備の変更に係る施設の検査に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本市保健衛生事務に関する手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第2条による改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に行われる申請に係る手数料について適用する。